

# 令和3年度就職意欲向上セミナー事業業務委託にかかる 公募型プロポーザル募集要項

働く意欲のある市民の皆さんが安心してやりがいをもって働くことができ、働き続けられる環境を実現するため、豊中しごとセンターでセミナーを実施します。つきましては、同センターで実施するセミナーの一部を、専門ノウハウを保有する事業者にも業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1. 目的

セミナーを通じて参加者が自身のライフプランやマネープラン・自身の経歴を考え就職に結びつくことを実現するための就職支援セミナー（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、多くの求職者に必要な知識や技法を習得させ、円滑な就職活動の促進を図り、もってその早期就職の可能性を高めようとするものです。また、新たな生活様式に対応するため、セミナーをオンラインでも配信し、自宅等からでも参加できるようにします。

## 2. 募集対象業務

### (1) 業務の概要

セミナーなどの企画・講師の手配や派遣・広報物の作成・オンライン配信の準備など。  
なお、セミナーなどの開催場所は主に豊中しごとセンターとし、業務の詳細は別添の仕様書のとおり。

### (2) 委託期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日まで。

### (3) 予算額

委託料の上限は、800,000円（消費税込）。

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる

- 場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4. 日程(いずれも、令和3年(2021年))

- |                      |                 |      |
|----------------------|-----------------|------|
| (1) 募集要項等の公表         | 9月9日(木)         |      |
| (2) 質問事項の締切          | 9月21日(火) 午後2時必着 | (※1) |
| (3) 質問事項への回答         | 9月24日(金)        |      |
| (4) 応募書類提出期限         | 10月8日(金) 午後3時必着 |      |
| (5) 第1次審査(書類審査)      | 10月中旬           | (※2) |
| (6) 第2次審査(プレゼンテーション) |                 | (※3) |
|                      | 10月25日(月)       |      |
| (7) 結果公表             | 11月上旬(予定)       |      |

※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません

なお、セミナーの会場とする豊中しごとセンターは随時見学可能です

※2 応募が4件以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査(プレゼンテーション)に進んでいただく提案者を選定します

※3 第2次審査の対象となる提案者には、時間を別途ご連絡します

## 5. 応募方法

### (1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書をご提出ください	任意様式
③	本業務の見積書	様式 2
④	本業務の見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要・類似業務の実績など） ※公募開始日から過去3年以内の処分歴は必ず記載すること	任意様式
⑥	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 3

### (2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

### (3) 提出期限

令和 3 年（2021 年）10 月 8 日必着（持込みの場合は午後 3 時まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

### (4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

### (5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中市北桜塚 2-2-1）

### (6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

## 6. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

なお、提案内容において配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としません。

### (1) 審査手順

令和 3 年度就職意欲向上セミナー業務委託事業者選定委員会にて審査します。

### (2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	240 点	・セミナーの構成案やちらしは仕様書案に記載の業務の目的に合致したものとなっているか
2. 業務実績	60 点	類似する業務の実績があるか
3. 費用	30 点	積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で20点減点します

### (3) 審査スケジュール

#### 第1次審査

10月中旬に令和3年度就職意欲向上セミナー業務委託事業者選定委員会を開催し、書類審査にて第2次審査進出する提案者を選定します。なお、応募が3件以下の場合は第1次審査を省略し、全件第2次審査に進んでもらいます。

#### 第2次審査

10月25日に生活情報センターくらしかんにおいて、令和3年度就職意欲向上セミナー業務委託事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

### (4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年(2021年)11月上旬に市のホームページにて公表します。

## 7. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締め切り以降、事業に係る質問は受け付けません。

## 8. 契約について

優秀提案事業者の相手方と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

## 9. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

豊中市市民協働部くらし支援課 (担当: 島野、村井)

TEL 06-6858-6863、FAX 06-6858-5095

E-mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp